中部地方下水道協会細則

総会議決 平成23年 5月25日

一部改正 平成26年 5月22日(1項・2項・3項)

1. 一種正会員の会費(1年度当たりのものとする。以下同じ。)は、市町村等及び県の区分により、次の各号に掲げる額の合算額とする。

なお、この場合の人口及び総有収水量は、前年度の公益社団法人日本下水道協会の会費算定 の基礎となった、数値を適用するものとする。

(1) 市町村等

1) 人口割額

級	人口区	分	金額
1級		200万人以上	445,000円
2級	100万人以上	200万人未満	353,000円
3級	75万人以上	100万人未満	239,000円
4級	50万人以上	75万人未満	144,000円
5級	30万人以上	50万人未満	91,000円
6 級	25万人以上	30万人未満	89,000円
7級	20万人以上	25万人未満	81,000円
8級	15万人以上	20万人未満	54,000円
9級	10万人以上	15万人未満	50,000円
10級	8万人以上	10万人未満	19,000円
11級	5万人以上	8万人未満	17,000円
12級		5万人未満	9,000円

⁽注) 地方公共団体の組合である場合は一律に12級適用とする。

2) 有収水量割額

終末処理場における年間汚水処理水量のうち、総有収水量を対象とし、次の表に定める 基準により算定した額とする。

	<u> </u>		
年 間 総	有 収 水 量	水量単位等	単価等
	100 千立方にまで	定額	385円
100 千立方行を超に	え 1,000 千立方にまで	100 千立方にまでにつき	385円
1,000 千立方にを超	え 10,000 千立方にまで	100 千立方にまでにつき	234円
10,000 千立方にを超	え 100,000 千立方にまで	100 千立方にまでにつき	117円
100,	000 千立方にを超えるもの	100 千立方にまでにつき	42円

(2) 県

1) 人口割額

級	人口区	公 分	金	額
1級		500	万人以上 225,	760円
2級	200万人以	上 500	万人未満 169,	710円
3級	100万人以	上 200	万人未満 122,	440円
4級		1 0 0	万人未満 63,	340円

2) 有収水量割額

終末処理場における前前々年度の流域関連の有収水量の年間合計水量を対象とし、流域 関連の有収水量の年間合計水量区分により、次の表に定める額とする。

級	流域関連の有収水量の年間合計水量	金額
1	150,000 千立方に以上	171,900円
2	85,000 千立方标以上 150,000 千立方标未满	120,550円
3	50,000 千立方流以上 85,000 千立方流未満	78,160円
4	35,000 千立方に以上 50,000 千立方に未満	51,300円
5	25,000 千立方に以上 35,000 千立方に未満	39,150円
6	10,000 千立方标以上 25,000 千立方标未满	19,170円
7	10,000 千立方に未満	9,990円

- 2. 二種正会員の会費は、次に定める額とする。
 - 1級 年額 13,200円(設立母体が国等の会員)
 - 2級 年額 10,500円(設立母体が地方公共団体等の会員)
- 3. パートナー会員の会費は、次に定める額とする。

なお、等級については、当該パートナー会員が公益社団法人日本下水道協会の賛助会員である場合にあっては前年度(入会年度においては当該年度)の公益社団法人日本下水道協会の会費等級を適用するものとし、公益社団法人日本下水道協会の賛助会員でない場合にあっては、一律に3級を適用するものとする。

特級 年額 36,000円

1級 年額 27,000円

2級 年額 18,000円

3級 年額 9,000円

4. 特別会員は会費の納入を要しない。

附則

(施行期日)

1 この細則は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日(以下「適用日」という。) から適用する。

(経過措置)

- 2 この細則の規定は、適用日から平成23年6月30日までの間、日本下水道協会中部地方支部に適用する。この場合において、この細則の規定中「中部地方下水道協会細則」とあるのは、「日本下水道協会中部地方支部細則」と読み替えるものとする。
- 3 この細則の規定に関わらず、当分の間、次の各号に掲げる場合の会費については、当該各号 に定める会費を適用する。
 - 一 市町村のうち、この細則の規定に基づく人口割額が前年度の人口割額(会費改定初年度の 場合には、均等割額、人口割額及び前年度の日本下水道協会会費の基本額の15%の請求額を合 計した額とする。以下この号において同じ。)を超える場合 前年度の人口割額
 - 二 県のうち、この細則の規定に基づく有収水量割額が前年度の有収水量割額(会費改定初年度の場合には、前年度の日本下水道協会会費の調整額とする。以下この号において同じ。)を超える場合 前年度の有収水量割額

(日本下水道協会中部地方支部細則の廃止)

- 4 日本下水道協会中部地方支部細則(昭和39年11月28日総会決議)は、廃止する。
 - (日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則の廃止)
- 5 日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則(昭和22年5月27日総会決議)は、 廃止する。

附則

この規則は、平成26年5月22日(第51回定時総会の日)から施行する。